

第2節 キャリア教育と進路指導

第1節で整理したように、平成11年の中央教育審議会答申以降、キャリア教育の定義は若干の変容を伴いつつ今日に至っている。平成23年1月、中央教育審議会がそれらの変容を踏まえ、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と改めて定義したことも第1節で言及した通りである。

ここで、本定義を提示した中央教育審議会答申が、職業教育を「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」と定義した上で、キャリア教育と職業教育の関係について次のように述べている点に注目する必要がある。

キャリア教育と職業教育の内容を踏まえ、両者の関係を、育成する力と教育活動の観点から改めて整理すると、次のとおりである。

(ア) 育成する力

◆キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度

◆職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度

(イ) 教育活動

◆キャリア教育

普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。

◆職業教育

具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

(中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日))

では、これまで「生き方の指導」「在り方生き方に関する指導」などと呼ばれてきた進路指導とキャリア教育との関係はどのようにとらえればよいのだろうか。

この点について、平成16年にとりまとめられた「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書～児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために～」では、「進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助することである。定義・概念としては、キャリア教育との間に大きな差異は見られず、進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすといえることができる」と述べ、キャリア教育と進路指導の間には概念的に大きな差異はないと指摘した。また、平成23年の中央教育審議会答申においても、高等学校における進路指導を事例としながら、「進路指導のねらいは、キャリア教育の目指すところとほぼ同じ」との見解が示されている。

ここでは、改めて進路指導の定義や目標に立ち返りつつ、キャリア教育との関係について具体的に整理することにしよう。

1 進路指導の定義と諸活動

(1) 進路指導の定義

戦後の高度経済成長期において、大企業を中心として終身雇用制が定着し、その流れと表裏一体となって学歴・学校歴が偏重される傾向が長く続いた。このような中で、中学校や高等学校では卒業直後の進学・就職のみに焦点を絞り、入学試験・就職試験に合格させるための支援や指導に終始する実践が見られた。特に中学校では、社会的評価の高い高等学校への合格を目指す指導が顕著となり、このようないわゆる「出口指導」をもって進路指導と呼ぶ傾向も強まったと言える。

無論、進路指導の本来の姿はこのような受験偏重の指導とは全く異なる。進路指導は、昭和30年代前半まで「職業指導」と呼ばれていたが、戦後一貫して、中学校・高等学校卒業後の将来を展望し、自らの人生を切り拓く力を育てることを目指す教育活動として、中学校及び高等学校の教育課程に位置付けられてきたのである。

本来の進路指導の姿に迫るため、まず、進路指導への呼称変更の直前に採用されていた職業指導の定義(昭和30年)を引用しよう。

学校における職業指導は、個人資料、職業・学校情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒みずからが将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が教育の一環として、組織的、継続的に援助する過程である。

文部省『職業指導の手びきー管理・運営編』昭和30年

続いて、進路指導への呼称変更後の定義を挙げる。

進路指導とは、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒みずから、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的、継続的に援助する過程である。

文部省『進路指導の手引ー中学校学級担任編』日本職業指導協会 昭和36年

上に挙げた職業指導と進路指導の定義がほとんど同一の文言によって記されていることからわかるように、「進路指導」という用語は職業指導の語義をそのまま引き継ぐ概念として登場した。なぜならば、職業指導という用語が、就職を希望する生徒のみを対象とするものであるとの誤解を助長する要因ともなり、職業教育との混同も招きがちであるとの判断による呼称変更だったからである。

この進路指導の定義は、策定後約半世紀を経た今日でもなお継続して用いられているが、昭和58年に文部省が次のように解説していることに注目すべきであろう。

前記の定義(昭和36年における定義)の中の「さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長する」という意味を、「将来の生活における職業的自己実現に必要な能力や態度を育成する」という広い理念を意味するものと解釈することによって、改めて定義し直すことなく、前記の定義をそのまま継承することとしたい。

文部省『進路指導の手引ー中学校学級担任編(改訂版)』日本進路指導協会 昭和58年

ここでは、「職業的自己実現に必要な能力や態度を育成する」ことを含意するとの新たな解釈を加えつつ、進路指導の定義自体は継承するとの立場が明示されている。しかし、同年に刊行された別の手引きでは、進路指導を次のように解説し、「職業的自己実現」とともに「社会的自己実現」を包含するとの見方も示されている。

進路指導は、生徒の一人ひとりが、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、進路の世界への知見を広くかつ深いものとし、やがて自分の将来への展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己実現を達成していくことに必要な、生徒の自己指導能力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、継続的な指導・援助の過程（である。）

文部省『進路指導の手引—高等学校ホームルーム担任編』日本進路指導協会 昭和58年

これらの解説は、昭和40年代・50年代を中心に社会的関心を集めた自己実現理論（人間を自己実現に向かって絶えず成長する存在としてとらえた諸理論）の強い影響の下で作成されたことがうかがえる。このような背景に立ちながらも、生徒の成長や発達を強く意識し、卒業後の社会生活・職業生活での更なる成長を願い、そのために必要な能力や態度の育成を進路指導の中心的な役割として定義を再解釈したことは特筆すべきである。

確かに、卒業直後の進学・就職が、将来の社会生活・職業生活に少なからぬ影響を与えることは事実である。それゆえ当時の実践の多くは、入学試験・就職試験に合格させることに力点を置き、その一方で、生徒一人一人が自ら主体的に将来を切り拓き^{ひら}社会参画するための力の育成については不十分な点を残していた。しかし、自らの長期的な将来展望との関連を十分検討しないまま、進学したり、就職したりすることが、その後の無気力や不適応を引き起こす要因となり得ることもまた事実であろう。本来の進路指導は、卒業時の進路をどう選択するかを含めて、更にどういう人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立って指導・援助するという意味で「生き方の指導」とも言える教育活動なのである。

(2)進路指導の諸活動

このような進路指導は、従来6つの活動を通して実践されると言われてきた。ここでは、文部省『進路指導の手引—中学校学級担任編(三訂版)』（平成6年）に基づいて整理しよう。

①個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、正しい自己理解を生徒に得させる活動

生徒個人に関する諸資料を豊富に収集し、一人一人の生徒の能力・適性等を把握して、進路指導に役立てるとともに、生徒にも将来の進路との関連において自分自身を正しく理解させる活動である。

②進路に関する情報を生徒に得させる活動

職業や上級学校等に関する新しい情報を生徒に与えて理解させ、それを各自の進路選択に活用させる活動である。

③啓発的経験を生徒に得させる活動

生徒に経験を通じて、自己の能力・適性等を吟味させたり、具体的に進路に関する情報を得させたりする活動である。

④進路に関する相談の機会を生徒に与える活動

個別あるいはグループで、進路に関する悩みや問題を教師に相談して解決を図ったり、望ましい進路の選択や適応・進歩に必要な能力や態度を発達させたりする活動である。

⑤就職や進学等に関する指導・援助の活動

就職、進学、家業・家事従事など生徒の進路選択の時点における援助や^{あっせん}斡旋などの活動である。

⑥卒業者の追指導に関する活動

生徒が卒業後それぞれの進路先においてよりよく適応し、進歩・向上していくように援助する活動である。

これまでの進路指導の実践が「出口指導」と指摘され、批判を浴びてきたのは、これらの諸活動のうち事実上「⑤」に焦点が絞られすぎたからであろう。これまでも、「⑤」は進路指導の一部にしか過ぎなかったことをここで再び確認しておく必要がある。進路指導は、進路選択が間近に控えた時期となつてからの指導・援助や斡旋^{あっせん}だけではなく、入学から卒業までにとどまらず、卒業後の追指導までも包含した計画的・組織的な教育活動である。

2 教育課程における進路指導の位置付け

このように多様な活動を通して実践される進路指導であるが、戦後の中学校の教育課程における位置付けは、様々に変容して今日に至っている。具体的には、

- ① 新制中学校において新たに設けられた教科であった「職業科」と職業指導とが密接に関連するとの基本的な位置付けが与えられつつも、「その地域の事情に即し、生徒の実情に即し、学校の実情によって、どういう関連で指導するかを、校長の裁量によって決定してもらいたい」との方針の下で、文部省としての方針が確定されていなかった時期(昭和22年～26年)
- ② 「職業科」の後身教科として登場した「職業・家庭科」との具体的な関連性について文部省の方針の確定に向けて改訂が重ねられた時期(昭和26年～31年)
- ③ いわゆる進路学習に相当する部分が「職業・家庭科」の一部(第6群)として位置付けられ、体系的な内容が定められた時期(昭和31年～33年)
- ④ 新教科「技術・家庭科」の登場によって「職業・家庭科」が廃止され、進路指導が「特別教育活動」における「学級活動」の一部として位置付けられた時期(昭和33年～44年)
- ⑤ 「特別活動」における「学級指導」(及びその後の「学級活動」)を中核的な場面としつつも、学校の教育活動全体を通じて進路指導が計画的に行われるものとされた時期(昭和44年～現在)

との変容が確認される。

平成20年に改訂された中学校学習指導要領においても、昭和44年版学習指導要領で進路指導が総則に位置付けられ、昭和52年版学習指導要領において「学校の教育活動の全体を通じて(中略)進路指導を行う」と明示された在り方は堅持されている。具体的には、総則において「生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと(第4、2(4))」及び「生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること(同(5))」がそれぞれ定められている。

また、中核的な実践の場面となる特別活動における「学級活動」では、(2)(3)として次のような活動内容が示された。

- | |
|---------------------|
| (2) 適応と成長及び健康安全 |
| ア 思春期の不安や悩みとその解決 |
| イ 自己及び他者の個性の理解と尊重 |
| ウ 社会の一員としての自覚と責任 |
| エ 男女相互の理解と協力 |
| オ 望ましい人間関係の確立 |
| カ ボランティア活動の意義の理解と参加 |

- キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- ク 性的な発達への適応
- ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

(3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用
- エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- オ 主体的な進路の選択と将来設計

このうち(3)として示される各内容が進路指導と密接な関連があることは言うまでもないが、(2)の「イ」「ウ」「オ」等は進路指導とも深く関連した内容であり、生徒の自主的、実践的な態度を育成するよう十分に配慮しつつ、系統的な指導計画を作成することが求められる。

また、「特別活動」の「学校行事」のうち「勤労生産・奉仕的行事」は、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと」と定められ、進路指導における啓発的経験(=体験的なキャリア教育)の機会として重要である。

更に、道徳において「生き方についての自覚を深め」ること、総合的な学習の時間において「自己の生き方を考えることができるようにする」ことがそれぞれ目標の一部とされており、各教科においても関連する学習内容が多く盛り込まれている。

各学校における教育課程の編成に当たっては、本『手引き』第2章、第3章等を参考としつつ、各教科、道徳、総合的な学習の時間などの指導と特別活動との関連を図り、進路指導及びキャリア教育を推進・充実する必要がある。

3 キャリア教育と進路指導との関係

中学校における進路指導は、これまでの整理から明らかなように、教育活動全体を通じ、計画的、組織的に行われるものであり、この点においてキャリア教育との差異はない。また、その定義・概念やねらいも、中学校におけるキャリア教育とほぼ同じと言ってよいだろう。

ではなぜ、進路指導という定着した用語があるにもかかわらず、キャリア教育という新たな用語を用いる必要があったのだろうか。

第1節で整理したように、キャリアは、子ども・若者の発達の段階やその発達課題の達成と深くかわりながら、段階をおって発達していくものであり、このような発達を踏まえながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である基礎的・汎用的能力を育てていくことが必要である。このため、キャリア教育は幼児期の教育や義務教育の段階から取り組んでいくことが不可欠であり、発達の視点を踏まえ、体系的に各学校段階の取組を考えていくことが求められている。

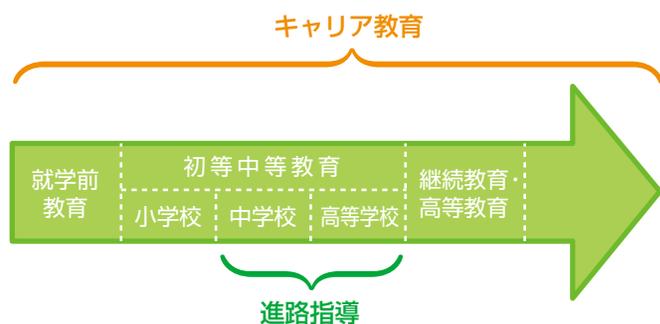
ここで、キャリア教育が就学前段階から体系的に取り組んでいくべきものである点に改めて注目する必要がある。一方、進路指導は、学習指導要領上、中学校及び高等学校(中等教育学校、特別支援学

校中学部及び高等部を含む)に限定された教育活動である。進路指導は「生き方の指導」などと呼ばれてきたことが示すように、中学校・高等学校段階に限ってみればそこでのキャリア教育との違いを見いだすことが難しいが、就学前の幼児の指導に当たる幼稚園・保育所・認定こども園などや中学校入学までの義務教育を担う小学校、あるいは、大学や短期大学などの高等教育機関などにおいては、「進路指導」と呼ばれる正規の活動は設けられていない。

中学校や高等学校の教職員にとって「進路指導」は日常的に使用する教育用語であり、ほぼ同じねらいを持つキャリア教育という用語が導入されることに違和感を抱く関係者も少なくないだろう。しかし、中学校・高等学校以外の教育機関等の関係者にとっては、「進路指導」という用語を自らの実践課題として認識することの方が困難である。「進路指導は中学校・高等学校で行うもの」という共通理解は広く浸透しており、それを打破することは難しい。例えば、進路指導の定義中、「就職または進学して、さらにその後の生活に……」とあるが、就職や入試を前提とした上級学校への進学が中学生・高校生にとって極めて大きな意味を持つことにかんがみ、これらの文言を定義に組み入れたものと考えられる。進路指導の定義自体が、中学校・高等学校に限定された教育活動であることを前提として構想されてきたことを物語っていると言えよう。

キャリア教育は、就学前段階から初等中等教育・高等教育を貫き、また学校から社会への移行に困難を抱える若者(若年無業者など)を支援する様々な機関においても実践されるのである。一方、進路指導は、理念・概念やねらいにおいてキャリア教育と同じものであるが、中学校・高等学校に限定される教育活動である。このようなキャリア教育と進路指導との関係を図示すれば、下図のようになる。

キャリア教育と進路指導との関係



更に、実際に学校で行われている進路指導については、進路指導担当の教員と各教科担当の教員との連携が多く学校の学校において不十分であることや、一人一人の発達を組織的・体系的に支援するといった意識や姿勢、指導計画における各活動の関連性や系統性等が希薄であり、したがって進路指導は、子どもたちの意識の変容や能力や態度の育成に十分結

びついていないなどといった指摘がある。入学試験・就職試験に合格させるための支援や指導に終始する実践(いわゆる「出口指導」)はその典型例と言える。しかも、多くの学校においては、本来の進路指導とはかけ離れたこのような実践も、「進路指導」と呼びならわされてきた。「進路指導」という用語は、中学校や高等学校においてさえ、多義的に使用されているのが現状である。

今日、「進路指導」は、社会的にも広く通用する教育用語の一つと言えよう。誰しもが、自らの中学時代・高校時代の体験をもとに、身近な言葉として認識している。しかし、それゆえ、本来の理念とは反する理解も根を下ろしてしまっているようである。理念からかけ離れた「進路指導(=出口指導)」と、キャリア教育との混同はぜひとも回避しなくてはならない。

中学校・高等学校の関係者はもちろん、就学前教育や初等教育、継続教育や高等教育の関係者のみならず、社会一般に広く用いられる言葉としての定着を期待されて「キャリア教育」は登場した。キャリア教育という用語の普及・浸透と同時に、理念とかけ離れた理解の蔓延をいかに防ぐかが問われている。そのためにも、各学校において、キャリア教育の正しい理解に基づく活発な実践が期待されるのである。